

# 令和8年度 京都市立桃陽総合支援学校 「学校いじめ防止基本方針」

～病気と向き合う子どもたちが、安心して学ぶことができる学校をめざして～

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### 総則

#### (1)目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、また、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、さらに、京都市での「京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定)」の改定を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

#### (2)基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

尚本校は、学校いじめ防止プログラム（本基本方針の3）に基づく取組を徹底する。

### いじめの定義

（いじめ防止対策推進法第2条 京都市いじめの防止等に関する条例第2条）

#### （いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### （京都市いじめの防止等に関する条例第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（当該児童が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 【いじめ対策委員会】

ア 委員会名 「桃陽総合支援学校 いじめ対策委員会」

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・副教頭・指導部長・小学部長・中学部長・分教室部長  
支援部長・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー  
（必要に応じて 関係機関・地域・保護者と連携する。）

ウ 開催時期

定例委員会は、6月、10月、2月の年3回開催する。

（その他、各部会を実施し、児童生徒の情報の共有を図る。）

（緊急対応の場合は、この限りではない）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針の策定と検証
- ・未然防止対策のための取組の推進と検証
- ・早期発見にむけての対策の取組の推進と検証
- ・いじめの発見から解決までの効果的な支援・指導方法の検討
- ・入学時・年度初めには、児童生徒・保護者に方針やいじめ対策委員会について周知を図る。
- ・保護者・地域、関係機関、専門機関との連携
- ・学部会、分教室会議での情報収集と組織的な情報共有の推進
- ・いじめ防止プログラムの取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価・改善を行う。

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・学校ホームページに掲げ、委員会の周知を行う機会をもつ。

カ 関連する組織

#### 「生徒指導担当者会議」

実施予定：月1回程度（火曜日）

構成員：生徒指導主事、副教頭、指導部長、小学部長、中学部長、  
分教室部長、養護教諭、スクールカウンセラー  
（必要に応じて関係の教職員）

#### 「各部会」（指導部会・支援部会・総務部会等）

実施予定：月1回

構成員：各部長・各部所属教職員

内 容：多角的な児童生徒理解のために、各部の児童生徒の動向について情報交換をする。

- ・問題行動に対する未然防止策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした児童生徒への支援・指導を検討し実践する。

## 3 学校いじめ防止プログラム(基本的施策)

いじめ問題については未然防止に取り組むことが重要である。教職員は、いじめは「いつでも学校の内外を問わず起こり得る」という認識に立ち、「いじめが起こらない学級作り」「いじめを発生させない人間関係作り」に取り組む必要がある。

## (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

### ア 授業改善

- ・「まるごとの『自分』を好きになれる子の育成～なりたい自分をめざして、自らの未来をデザインするために必要な資質・能力を育む～」という学校経営方針の下、「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に準ずる課程について、病弱教育に適した独自の教育課程「桃陽スタンダード」に基づき、指導計画を作成する。学習指導については、病気に向き合う児童生徒の実態把握に丁寧に取り組み、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業作りを目指す。

#### ○授業改善の視点

- ・全ての児童生徒が学びに参加できる授業
  - ・多様な学び方に柔軟に対応できる授業
  - ・視覚や触覚に訴える教材・教具や環境設定が準備されている授業
  - ・欲しい情報がわかりやすく提供される授業
  - ・間違いや失敗が許容され、試行錯誤をしながら学べる授業
  - ・現実的に発揮することが可能な力で達成感が得られる授業
  - ・必要な学習活動に十分に組みこめる課題設定がなされている授業  
（「授業のユニバーサルデザインの7原則」長江・細渕2005）
- ・本校、分教室、訪問教育の児童生徒が協働学習に取り組む工夫として、また児童生徒の個別最適な学びの機会を保障する手立てとして、さらに特性を把握し効果的な学習を進める工夫として、授業におけるICTの利活用に積極的に取り組む。
  - ・自立活動の目標を明確にした学習指導案を作成し、授業の展開を工夫する。また、授業研究会やケース会議を通して、児童生徒の実態把握と授業改善の検証に努める。

### イ 道徳教育の推進

- ・入院生活を送る児童生徒の心理的な実態をふまえ、自立活動との連携を図った指導計画を立案し、教育活動全体を通じて道徳的実践力を育む教育の充実を図る。児童生徒が、人と関わる学習活動に主体的に取り組むことを通して、思いやりや感謝の心を育む学習を進める。
- ・特に当校に在籍する児童生徒は生活環境が限定されがちな実態やその特性を踏まえ、適応的行動へ直接働きかけ、対人関係を形成し、維持するための力を育成するソーシャルスキル学習も取り入れた道徳の授業の工夫を積極的に図る。

### ウ 自立活動の推進

- ・自立活動の区分と内容のうち「1健康の保持（2）病気の状態の理解と生活管理に関すること」「2心理的な安定（3）障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。」「3人間関係の形成（3）自己の理解と行動の調整に関すること。」「6コミュニケーション（5）状況に応じたコミュニケーションに関すること」を相互に関連させ具体的な指導内容を設定する。
- ・小集団によるグループワークの中で、児童生徒が互いを意識し、助け合い、お互いを認めるところから、言葉・コミュニケーション・社会性のスキルアップを図る。
- ・人付き合いのコツを身につけることや、困難な場面回避のためのスキル等、良好な人間関係と暮らしやすさを自ら築けることを目的とした練習を段階的に行う。
- ・学習内容の般化を図るために、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間と連携した指導計画を立てる。

## エ 体験活動の推進

- ・個々の生徒の学習環境に応じた感謝や感動の心を育む体験活動の工夫を図る。
- ・校外での活動ができる児童生徒は福祉農園や老人ホームなど地域の諸施設と連携を図った体験活動に積極的に取り組む。
- ・校外での活動ができにくい学習環境では、ICTの利活用を進めて見聞を広めるなど、体験補完の学習の工夫を図る。

## オ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童生徒会活動や学級活動の活性化を図るなかで、人と関わる際の基本的なルールや対応の仕方考える機会を設定していく。

## カ 児童生徒同士の関係づくり

- ・児童生徒がお互いの良さを認め合うことのできる人間関係作りを意識して取り組む。ソーシャルスキル学習などを通して、児童生徒がお互いの信頼感や自尊感情の向上、互いに支え合おうとする心の育成を図り、適切な自己主張の方法やお互いの人権について学びを深める。

## キ その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえたうえで結果をいじめ対策委員会で分析し、成果と課題を周知するとともに課題解決のための対策を講じる。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の変化に気づき、実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有・分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなく必要に応じて文書を通じて確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細やかに丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。これまで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に対応していく。日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケートを複数回実施(イ(a)参照)し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談に加えて、年2～3回(3年は2回)の「教育相談月間(レポートタイム)」を設定し、面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜適量な支援・指導を行う。

### イ 児童生徒に対する定期的な調査と結果の検証及び組織的な対処

#### (a) アンケートの実施

- ・いじめに関する記名式アンケートを6月、11月に実施。
- ・学校評価の生徒によるアンケート(記名式)に「いじめ」の項目を入れ、「いじめ」の実態の早期把握に努める。
- ・結果について各部で聴き取りが必要と判断される事案について、丁寧に聴き取り、いじめ対策委員会で情報を共有する。

(b) 教育相談の実施

- ・ 6月と11月に「教育相談月間（レポートタイム）」を設定し、相談活用を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、その後の生徒の観察に努め、必要に応じて個々に相談・支援を行う。またいつ誰からどのような指導が必要かについて、学年や生徒指導部との連携を図り、対象児童生徒の保護者と連携をとるなど迅速な対応を行っていく。
- ・ スクールカウンセラー、病院関係者との連携による個別相談を行う。
- ・ 各部署で必要と判断し、実施した聴き取り事案に関しては、その後の経過を学校全体で見守りつつ、その時々の子童生徒の心情を丁寧に聴き取っていく。

ウ その他

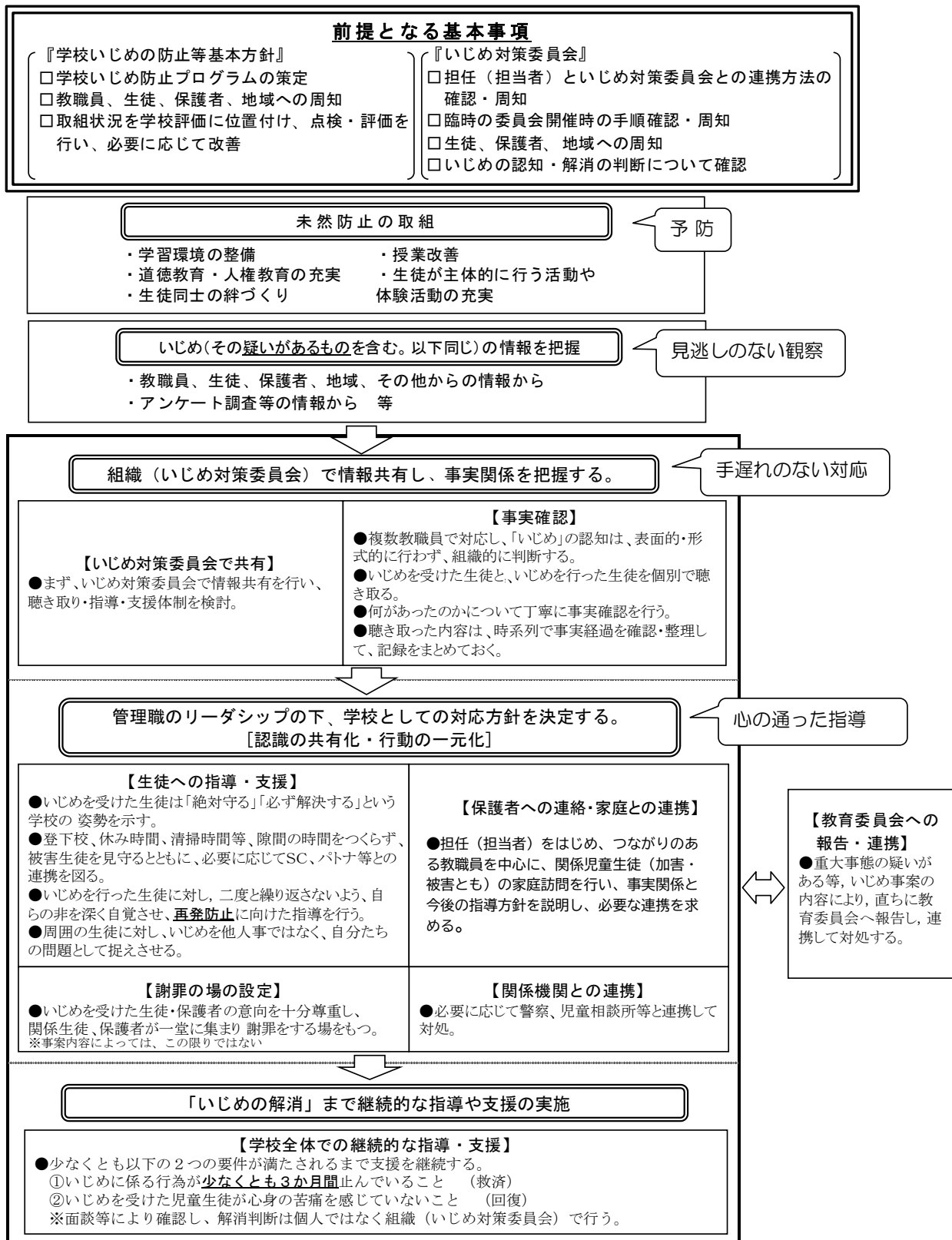
- ・ 登下校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童生徒の見守り活動を実施する。
- ・ 病院関係者との連携を密にし、学校と病院での様子について情報交換を行う。（児童生徒連絡票・生活指導医教連絡会（桃陽ケース会議）・病学カンファレンス等）
- ・ 全教職員による、いじめを見逃さない体制づくりを構築する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的考え方

- ・ 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめ認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・ いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法などを踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた児童生徒または保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導または保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者・関係機関との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

## イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



#### ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ 様々な機会を利用して、学校全体で、個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・ 日常の児童生徒同士の関わりの中に適宜介入し、児童生徒のソーシャルスキルの向上に努め、児童生徒一人一人の居場所作りに努める。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

#### エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ いじめの解消の定義
  - ① 3ヶ月間以上、いじめに係る行為が止んでいる。
  - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない。以上の要件が満たされることを、いじめの解消とする。事案の発生を確認・情報共有した後、対処、解消に向け経過の見守り、心情の変化を丁寧に聴き取り、いじめ対策委員会で情報を共有して、対策を継続していく。
- ・ いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認・情報共有を行う。
- ・ 周りの児童生徒への関わりを把握する。
- ・ 被害児童生徒・加害児童生徒、双方の話を個々に丁寧に聴き取り、支援・指導体制をとる。
- ・ 被害及び加害児童生徒の保護者に連絡するとともに京都市教育委員会に報告する。
- ・ 被害児童生徒及び保護者への支援を行う。
- ・ 加害児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ・ 周りにいた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・ 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

##### ア 基本方針

- ・ 「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

##### イ 研修の時期・内容

- 4月、8月、12月（※各学部単位での実施も含める）
- 「桃陽総合支援学校いじめ防止基本方針の共通理解」
  - 「組織的な情報収集と共有の重要性」
  - 「病気と向き合う児童生徒の理解」
  - 「記名式アンケートの結果の共有」

#### ウ 教職員の資質向上に向けて

- ・日常的に児童生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・教職員が子どもと向き合う時間が確保できるように、教育相談の時間確保に学校全体で取り組み、一人の担任が全てを抱え込むことがないように、教職員間で、報告・連絡・相談しやすい学校運営体制をとる。

### 4 保護者・地域、関係機関との連携

#### ア 保護者への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求める。具体的には「いじめられていないか？」と同等「他の子どもをいじめていないか？」の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

#### イ 地域・家庭との連携

- ・京都市立桃陽総合支援学校 PTA との連携のもと、学校運営協議会等で、いじめ問題や「京都市立桃陽総合支援学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める機会を持つ。

#### ウ 関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童生徒・被害児童生徒の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー、病院関係者との連携を密にしておく。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 基本的な考え方

重大事態は、「いじめにより、児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき」「いじめにより児童生徒が相当期間(30日を超える)欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるとき」と定義される。

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするた

めの調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	未然防止・早期発見・積極的認知に向けた取組			対策会議・校内研修等	保護者への啓発活動や関係機関との連携
	行事等	自立・道徳教育	アンケート等		
4	学級開き 分教室入学セレモニー 全校集会 児童生徒会選挙(告示)	「礼儀」(全) 「友情、信頼」(全) 自立活動では、年間を通して個々の課題に応じて、人とのコミュニケーションの取り方などを学習していく		生徒指導担当者会 各部会	始業式でいじめ対策委員会について児童生徒に周知する。 休日参観 家庭教育講座
5	児童生徒会選挙(委員発表) 分教室集会 家庭訪問月間 人権学習 桃陽学校祭(運動会の部)	「規則の尊重」(小) 「遵法精神、公德心」(中) 「個性の伸長」(小) 「向上心、個性の伸長」(中)		生徒指導担当者会 各部会 病学カンファレンス(小)	家庭訪問月間
6	分教室集会 地域ふれあいタイム ※ラポートタイム	「親切、思いやり」(小) 「勤労」(中)	いじめに関する記名式アンケートの実施と結果の共有	いじめ対策委員会① 生徒指導担当者会 各部会 桃陽ケース会 病学カンファレンス(中)	学校運営協議会
7	全校集会・分教室会議 職場体験(中学部)			各部会 病学カンファレンス(小)	
8	全校集会・分教室集会			各部会 生徒指導研修会	
9	分教室集会	「よりよい学校生活、集団生活の充実」(全)	学校評価アンケートの実施	各部会 生徒指導担当者会 桃陽ケース会 病学カンファレンス(中)	
10	全校集会・分教室集会 桃陽学校祭 (学習発表会の部)	「命の尊さ」(全) 「自然愛護」(全)		生徒指導担当者会 各部会 病学カンファレンス	家庭教育講座

	校外学習(中学部)			(小) 学校評価の結果の共有	
11	分教室集会 校外学習(小学部) ※レポートタイム	「希望と勇気 努力と強い意志」(小) 「希望と勇気 克己と強い意志」(中)	いじめに関する記名式 アンケートの実施と結果 の共有	いじめ対策委員会② 生徒指導担当者会 各部会 桃陽ケース会 病学カンファレンス (中)	学校運営協議会
12	全校集会・分教室集会 人権学習 保護者懇談 ※ケータイ教室(中学部)	「公正、公平、社会正義」 (全)		生徒指導担当者会 各部会 研修会 病学カンファレンス (小)	
1	全校集会・分教室集会 ケータイ教室(小学部)	「感動、畏敬の念」 (全)	学校評価アンケートの実施	生徒指導担当者会 各部会 桃陽ケース会 病学カンファレンス (中)	
2	全校集会・分教室集会 卒業生を送る会	「よりよく生きる喜び」 (小高/中)		いじめ対策委員会③ (学校いじめ防止基本方針の見直し) 生徒指導担当者会 各部会 学校評価の結果の共有 病学カンファレンス (小)	学校運営協議会
3	本校中学部卒業証書授与式 分教室集会 学級のまとめ			各部会	